

HEADLINES

- 2 ジェトロ・アジ研が試算公表
トランプ関税の影響を分析
- 3 三井住友銀行 中小向け法人口座取引拡大
総合金融サービス「トランク」スタート
- 4 リッター10円を定額措置、5月22日から
首相、ガソリン価格引下げ表明
- 5 三苫選手の治療費OK、坂本選手の料亭代NG？
必要経費 拡大解釈の落とし穴 木村聡子
- 9 拳式 ホテル椿山荘東京
結婚費用の援助で節税
- 11 トランプ大統領とSNS 高橋洋一
- 12 税の取りやすさナンバーワン
たばこ1箱1000円への道

得するばかりとは限らない 節税目的の 養子縁組

法定相続人1人につき相続税の基礎控除額は600万円ずつ増える。そのため相続税の節税効果を狙う富裕層の間では、孫などを養子縁組するケースはかなりメジャーな方法だ。だが、節税効果のメリットだけでこのスキームに飛びつくとは大きなしつぱ返しをくらうこともある。養子縁組による節税策を考えてみたい。

孫や甥・姪などを養子にすることは、相続上、多くのメリットがある。養子として法定相続人になれば、

1人当たり相続税の基礎控除額が600万円増え、同様に生命保険金の非課税枠が500万円、死亡退職金

の非課税枠も500万円増える。これらの非課税枠を活用できれば課税対象となる相続財産を単純に養子1人あたり1600万円

圧縮でき、圧縮したことで相続税率が下がれば、より大きな負担減が見込める。孫の場合、将来的には子から孫への相続で再び相続税が課されることを、孫

大きなしつぱ返しの可能性

策については、相続税法の基本通達63条の2で、相続税の負担を不当に減少させるためと税務署が認められた養子については法定相続人から除外するという規定がある。そのため孫養子による相続対策も否認されるリスクはゼロではないが、実際には何をもちて不当かを線

渡しておけば相続税の負担を一代飛ばせるわけだ。ほかに、多くの相続対策は何年も前から計画的に実行することが求められるなかで、養子縁組は比較的簡単な届け出で受理日からすぐ効力を発揮するという即効性も強みといえる。

また、被相続人が子どもがいる相手と結婚したときは、被相続人の相続発生後、配偶者は配偶者として財産を受け取ることができ、その連れ子には相続権はない。そのため連れ子に財産を遺してあげたければ、養子縁組を行い、実子と同じ扱いにしなければならない。養子縁組を使った相続対策

引きするのは難しく、これまでに同規定によって孫養子が否認された例はないという。

さらに2016年には、遺産相続をめぐる孫を養子にした男性の養子縁組が有効かどうか争われた裁判で、最高裁が「たとえ節税目的があっても、養子縁組をするという本人の意思が否定されない限り、ただちに縁組は無効とはならない」と判示した。この判決によ

それでも人数制限の範囲内だけで養子縁組をした方が、相続税対策という観点から有効である点は間違いない。しかし、養子縁組による相続対策には、注意点がいくつかある。忘れてはならない点

例えば、相続税の計算で「割加算」の1親等者以外、その20に当する金額を加算することが規定されている。これは被相続人となる場合に含



つて、孫養子を使った相続対策は司法の「お墨付き」を得たともいえるところだ。

民法上、養子は何人いようとかまわない。仮に養親に100人の養子がいたとしても、全員相続人になることができる。それなら縁組で養子を何人もそろえたら相続税が0円になると考えるひともいるかもしれないが、それは不可能だ。相続税法では、実親との関係を完全に断ち切る特別養子縁組を除き、養親に実子がいる場合は養子は1人まで、養親に実子がいない場合は養子は2人までと定めている。このような制度が設けられた理由は、相続税の基礎控除額に影響するからにほかならない。

それでも人数制限の範囲内だけで養子縁組をした方が、相続税対策という観点から有効である点は間違いない。しかし、養子縁組による相続対策には、注意点がいくつかある。忘れてはならない点

例えば、相続税の計算で「割加算」の1親等者以外、その20に当する金額を加算することが規定されている。これは被相続人となる場合に含

権である遺留分が減少することになるのだ。本来の遺留分が減ることにより元々の相続人からの不満が出ることは考慮すべきだろう。

養子縁組のうち、普通養子縁組では、実親と養親の両方からの相続財産を受け取る権利がある反面、実親と養親どちらの親に対しても扶養義務が生じる。親が働けなくなり収入がなくなると介護が必要になれば、面倒を見る義務が生じる。当然といえば当然なのだが、財産を受け取る権利がある代わりに、扶養義務も果たさなければならない。

最後に、養子縁組の届け出が受理されると簡単に取り消すことができない点も挙げておきたい。養子縁組をした後に、養親と養子の関係が悪くなり、養子縁組を解消したいということになっても、原則としてお互いの合意がないと解消はできない。被相続人が一人娘



続きは本紙をご覧ください。

で、配偶者を養子にしたとする。娘夫婦が離婚しても養子縁組の離縁が認められない限り、養子関係は続くことになる。

相続税対策として養子縁組は節税メリットが大きいわけだが、家族間の複雑な事情を考慮したうえで決断しないと大きなしつぱ返しを受けかねない。